

役員等の報酬の支給及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人友愛学園

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛学園（以下「法人」という。）の役員等の報酬の支給及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、運営協議会委員をいう
- (2) 役員とは、理事及び監事をいい、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の委員をいう。
- (5) 運営協議会委員とは、定款第23条に規定する運営協議会の委員をいう。
- (6) 報酬とは、役員等の職務執行の対価として支払われる財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給し、併せて職務遂行に伴う費用弁償することができる。

- 2 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤の法人職員が理事を兼ねる場合には、法人職員の給与規程に基づいて給料を支給し、当該理事（以下「兼務理事」という。）に報酬の支給は行わない。ただし、理事としての職務に伴う費用は弁償することができる。
- 4 兼務理事を除く役員等は、非常勤とし、職務の度ごと1日単位で報酬を支給し、その額は在職年数によらず定額とする。ただし、理事長の報酬は、定額で月毎に支給する。

(理事長の報酬等)

第4条 理事長は、法人の運営のために原則として週に1日以上勤務をするものとし、別表1により報酬を受けることができる。ただし、1日以上その月に勤務をしない場合には、当月の勤務報酬の支給をしないものとする。

- 2 勤務に際しての費用は、実費を弁償することができる。
- 3 理事長が月に5回を超えて法人用務のために出勤したときには、別表3により1日単位で勤務報酬を受けることができる。

(役員等の報酬総額)

第5条 法人の全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。ただし、この額には、兼務理事の給料が含まれるものとする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬)

第6条 役員等(理事長、兼務理事を除く)が理事会、評議員会、評議員選定・解任委員会、運営協議会に出席したときは、別表2により、1日単位で報酬を支給することができる。

(役員等の勤務報酬)

第7条 役員等が前条以外で法人業務にあたった場合においては、別表3により報酬を支給することができる。ただし、出張を伴う業務の場合には、別表4により報酬を支給し、費用は実費を弁償する。宿泊費は、規程の範囲内で支給することができる。

(監査業務による監事の報酬及び費用)

第8条 監事が決算等による監査業務にあたる場合、または、東京都による指導検査等への立会にあたる場合は、別表5により報酬を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第9条 役員等の報酬、費用は、原則として当日支給するものとする。ただし、出張を伴う業務の場合は、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができるものとする。

2 理事長の報酬等は、月初に前月分を支給するものとする。

(報酬等の支給の形態)

第10条 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した後、百円未満は切り捨てて支給するものとする。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の制定及び改廃は、評議員の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月24日(定時評議員会の議決日)から施行する。

平成27年4月1日施行の役員等報酬規程は、同日をもって廃止する。

別表1 (第4条)

| 名称 | 報酬(月額) |
|---------|----------|
| 理事長勤務報酬 | 100,000円 |

別表2 (第6条)

| 名称 | 対象者 | 報酬(日額) |
|-----------------|------------------|---------|
| 理事会出席報酬 | 理事、監事 | 13,000円 |
| 評議員会出席報酬 | 評議員、理事、監事 | 13,000円 |
| 理事会及び評議員会出席報酬* | 理事、監事 | 26,000円 |
| 評議員選任・解任委員会出席報酬 | 評議員選任・解任委員、理事、監事 | 13,000円 |
| 運営協議会出席報酬 | 運営協議会委員、理事 | 13,000円 |

*理事会及び評議員会が同日に開かれ、両会とも出席した場合

別表3 (第7条)

| 名称 | 対象者 | 報酬(日額) |
|---------|---------------------------------|---------|
| 役員等勤務報酬 | 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員 運営協議会委員 | 13,000円 |

別表4 (第7条)

| 旅費 | 宿泊費 | 報酬(日額) | その他 |
|----|---------|---------|-----|
| 実費 | 15,000円 | 13,000円 | 実費 |

別表5 (第8条)

| 名称 | 報酬(日額) |
|-----------|---------|
| 監事監査指導報酬等 | 30,000円 |